



くらし地域振興計画

人と人が思いあい、
支え合おう「くらし」

くらしふれあいまちづくり協議会
平成28年12月

くらし地域振興計画

1 策定の背景と目的

私たちが暮らす倉知地域は、津保川を中心とした豊かな自然と新旧の住宅地が混在する広大な地域で、古くからの寺社仏閣や倉知祭によって伝統が受け継がれてきました。近年は、大型商業施設や中部学院大学、関商工高等学校などの教育機関、関インターチェンジ、国道 248 号バイパスにより文化・交流の活発な地域となっています。また、自治会支部の再編により、多くの人々が倉知地域の一員となり、さらに大きく発展しようとしています。

この計画は、『新しいくらし』がどのような「まち」であるべきか、そして私たちが子どもたちに何を残すべきか、地域住民が一体となり、その将来像に向かって考え活動していくために策定するものです。

2 主旨

この計画は、基本方針と基本施策、主な事業で構成しています。「くらしふれあいまちづくり協議会」を中心に住民自らが地域の課題解決のために取り組んでいく事業を明らかにしたものです。

3 計画期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

4 地域の将来像

人と人が思いあい、支え合う「くらし」

5 部会の主な事業

総務・広報部会
新たなしくみで情報発信する地域づくり

- 1 ふれあいセンターの管理運営に関する事。
- 2 自治会活動の支援及び自治会組織の見直しに関する事。
- 3 広報誌の発行及びホームページ開設、運営に関する事。
- 4 他の部会の所管に属さないこと。

文化・交流部会
ふれ合って人の輪を広げる地域づくり

- 1 歴史伝統文化に関する事。
- 2 生涯学習講座の開催に関する事。
- 3 地域の一体感を醸成するイベントの開催に関する事。
- 4 倉知祭に関する事。

健康・スポーツ部会
明るく楽しく元気よく笑顔の地域づくり

- 1 軽スポーツの推進に関する事。
- 2 スポーツ大会の開催に関する事。
- 3 健康講座の開催に関する事。

生活・環境部会
自然に学び共に暮らす地域づくり

- 1 環境保全、環境美化の推進に関する事。
- 2 地域探訪マップの作成に関する事。

福祉・子育て部会
みんなで支える絆、つながり、共助の地域づくり

- 1 心豊かな子どもを育てる環境づくりに関する事。
- 2 子育て支援に関する事。
- 3 高齢者世帯の生活支援に関する事。

安全・安心部会
安全・安心・みんなで高める地域づくり

- 1 防犯活動に関する事。
- 2 防災活動に関する事。
- 3 交通安全活動に関する事。

6 基本方針及び施策

「新たなしくみで情報発信する地域づくり」 総務・広報部会

(1) 人が集い交流するふれあいセンターづくり

倉知ふれあいセンターは、いつでも多くの人が集い、賑わいのある交流拠点施設でなければなりません。誰もが気軽に立ち寄れ、憩える環境づくりを行います。

- ふれあいセンターの適正管理及び清掃
- ふれあいセンターの利用促進
- 人が集いやすい場所作り（オープンカフェ、休憩スペース、キッズコーナーなど）
- 軒先ショップの設置（物販用に軒先スペースを貸し出、朝市など）



(2) 時代に合った新しいコミュニティづくり

世代や地縁を超えた住民同士の新たななかかわりや、絆が生まれています。コミュニティ活動の支障となる考えや慣習を見直し、これからの“くらち”にふさわしい新しいコミュニティのかたちをつくります。

- 自治会の統合、各種委員の選出方法（地区割り）の検討
- 自治会に加入しやすい雰囲気づくり及び未加入者への参加呼びかけなど
- 自治会活動の検討（役員の任期、女性や若者のさらなる参加促進など）
- 地域の未来について語るガヤガヤ会議の企画・案内・開催
- 住民の声を拾い上げる“なんでも意見箱”の設置
- 広報誌の発行
- ホームページの開設、フェイスブックなど SNS を活用した情報発信
- 倉知地区の“花”や“木”の設定（植樹、植栽）



(1) 心豊かで文化的な地域づくり

誰もが自由に学び合い、その成果をまちづくりに活かしながら、いきいきと暮らせることが大切です。地域の歴史や文化に親しむ郷土学習や趣味や活動の範囲を広げる生涯学習の機会をつくります。

- 郷土史の研究
- ふれあい文化祭の開催（舞台発表、作品展示など）
- 生涯学習講座の充実（若者や女性、男性向け講座、料理教室など）
- ギャラリーくらの開催（作品の常設展示など）
- 音楽会や演劇鑑賞会の開催
- 伝統文化の保存及び継承



(2) 賑わいと楽しみが生まれる地域づくり

自治会に加入しない人の増加、近所付き合いの煩わしさからくる連帯意識の希薄化など、地域コミュニティが崩壊しつつあります。明るくあいさつを交わし、思いやりと感謝の心で助け合える地域にするために、住民同士の交流、地域の賑わいや楽しみが生まれる交流活動を行います。

- 地域の一体感を醸成するイベントの開催（夏祭り、グルメまつりなど）
- 地域の伝統文化、祭りなどの伝承
- 特産品、グルメ開発（くらちカレー、くらち焼きそばなど）
- 大学や高校と連携したイベントの開催
- “山野豊” にちなんだ特産品の開発



(3) 「倉知祭」の伝統を守りつなぐ地域づくり

“奇祭けんか祭”といわれた「倉知祭」を地域全体の祭りとして復活させ、次代へ引き継ぐとともに郷土愛の醸成、地域の誇りづくりを行います。

- 「倉知祭」の研究
- 「倉知祭」プロモーションビデオの作成
- 「倉知祭」写真展、資料展の開催
- 「倉知祭」の子どもたちへの継承（歴史、横笛など）
- 新しい「倉知祭」の検討（女性版、子供版）



(1) スポーツが盛んで健康な地域づくり

地域が元気であるためには、そこで暮らす人々が元気でなければなりません。身近なところで健康体操や軽スポーツなどにいつでも参加できる機会をつくります。

また、病気の予防や早期発見、進行防止は、住民一人ひとりの主体的な取り組みが重要であり、そのための情報提供や講座の開催など普及啓発を行います。

- ラジオ体操の推進（地区巡回、年間開催など）
- 軽スポーツの推進（グラウンドゴルフ、カローリングなど）
- 健康ウォーキングの推進（万歩計大会、百年公園との連携など）
- 山登り大会の開催
- 健康講座の開催（健康料理教室、食生活指導、メタボ予防講座など）
- 倉知自治会対抗運動会やスポーツ大会の開催



(1) ごみのないきれいな地域づくり

住民一人ひとりの美化意識を高め、道路や河川、公園など身近な生活空間のたばこの吸い殻や、空き缶などのごみの清掃にみんなで取り組み、清潔で快適な生活環境を保全します。

- クリーンアップ運動の実施（一斉清掃、河川清掃、落書き消去など）
- 環境パトロールの実施（ポイ捨てや不法投棄防止など）
- ごみの焼却禁止及びペット飼育マナーの普及啓発
- ホタルが育つ環境作り
- ごみの減量化やリサイクル活動の推進（生ごみのたい肥化、小中学校資源回収の支援など）
- エコ活動の推進（環境に関する学習会の開催など）
- 譲り合いコーナーの設置や不用品バザーの開催
- 探訪マップの作成（隠れた名所、よく見ると面白いB級スポットなど）



(1) 子どもが健やかに育つ地域づくり

子どもたちが、生まれ育った地域に誇りと愛情を持ち住み続けたいと思えるよう地域の歴史や伝統文化に触れる機会をつくるとともに、楽しい思い出づくりをします。

また、学校と地域が連携し、子どもたちのボランティア機会の創出や、放課後や休日などの見守りを行います。

- 自由に子どもたちが参加できる行事の開催
- 安心して遊べる公園づくり（公園内の可視化、危険箇所点検など）
- 絵本などを集めた“子ども図書館”の設置
- 学校と連携した子どもたちのボランティア機会の創出
- 子どもたちへの地域の歴史や文化を伝える“倉知版寺子屋”の開催
- 子ども見守りボランティア活動の促進



(2) 安心して子育てできる地域づくり

子どもたちは地域の宝であり、地域の元気の源です。子育てを各家庭の問題とするのではなく、地域全体で支えていけるような仕組みづくりを行います。

- 子育て時期の親子が集まれる交流の場作り（倉知すくすくランド・親子カフェなど）
- 子育てや生活の知恵を高齢者から学ぶ多世代交流事業の開催
- リフレッシュ講座の開催（お菓子作り、パン教室、ヘアメイク、親子料理教室など）

(3) 高齢者がいきいきと安心して暮らせる地域づくり

地域との交流が少なく、閉じこもりがちな高齢者に対して、地域とのつながりをもちながら安心して暮らし続けられるよう身近なふれあいサロンへの参加を促すとともに、「声かけ」などの見守り活動を行います。

また、生きがいを持った元気な高齢者を増やすため、ふれあいセンターや公民センターなどのコミュニティ施設を活用し、生涯学習機会の提供、世代間交流の促進や高齢者の活躍の場づくりなどを行います。

- 高齢者世帯の見守り活動の推進（声かけ運動）
- 高齢者の暮らしを支援するボランティア組織の育成
- いきいきふれあいサロンの拡充（多世代型交流サロンの開催など）
- 小さな単位での高齢者のたまり場づくり（カフェなど）
- 高齢者への配食サービスの充実（地域の子どもの連携）
- 地域の福祉送迎サービスの検討（送迎ボランティア）
- 高齢者向け生涯学習・趣味講座の開催
- 高齢者の経験や知恵を伝える機会の創出
- 新しい老人クラブづくり（名称、活動、入会条件などの見直し）



(1) 交通事故や犯罪のない地域づくり

交通事故や犯罪のない安心して暮らせる地域を自分たちの手で築いていくためには、地域全体の意識を高めることが大切であり、交通安全運動や防犯パトロール、子どもの見守り活動などを行います。

- 防犯パトロール活動の実施
- 防犯灯の適切な維持管理（支障樹木の伐採、クモの巣の除去など）
- 危険箇所点検及びマップの作成
- 一戸一灯運動の実施（門灯によるセンサーライトアップ運動）
- 交通安全運動の実施
- 交通安全標識や道路反射鏡など施設の点検清掃
- 交通安全ポスターや標語の募集
- 通学路の安全点検・確保（草刈りなど）



(2) 防災意識の高い地域づくり

近年、大きな災害がなく、住民の防災に対する意識が低下しつつあります。しかし、災害はいつ、どこで起こるかわかりません。被害をできる限り抑えるためには住民一人ひとりが、防災について正しい知識と行動力を身に付け、災害発生時に冷静に適切な行動がとれることが大切です。防災意識を高める啓発活動とともに防災訓練や、応急手当訓練など実践的な取り組みを行います。

- 防災訓練や応急手当講習会の開催
- 災害時等緊急連絡網の整備
- 災害時要支援者の把握、支援
- 赤色防火パトロール活動の実施（消防団の夜警など）
- 関市あんしんメールの登録促進
- 災害用避難マップ、災害用自治会世帯名簿の作成
- 消防団活動、団員確保の応援態勢づくり



7 活動開始目標

- 短期 概ね 3 年以内の活動開始を目標
- 中期 概ね 5 年以内の活動開始を目標
- 長期 概ね 10 年以内の活動開始を目標

※各事業は、緊急性などを勘案し、できることから毎年度の事業計画及び予算に計上し、実施します。

くらちふれあいまちづくり協議会会則

(目 的)

第1条 本会は、私たちが住む倉知の課題を解決し、より魅力のある地域づくりを推進するため、住民及び団体相互の連携・協力体制を一層緊密にし、安心して生きがいのある生活を営むことができるまちづくりを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、くらちふれあいまちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、関市倉知ふれあいセンター（以下「センター」という。）に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流、親睦、情報交換等を通じた、住みよいまちづくりに関すること。
- (2) 防犯、防災、交通安全に関すること。
- (3) 地域福祉の推進、充実に関すること。
- (4) 文化、スポーツ、生涯学習の振興に関すること。
- (5) 子どもの健全育成、高齢者の生きがいづくりに関すること。
- (6) 環境保全、環境美化に関すること。
- (7) センターの管理、運営に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第5条 1. 本会は、倉知地域に居住する住民並びに各種組織・団体をもって構成する。
2. 本会の役員及び部会員を総称して委員という。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 部会長 6名
- (4) 運営委員 10名以内
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において選任する。ただし、あらかじめ企画運営委員会において、役員候補者を選考することができる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会を代表し、その業務を統括する。
- (4) 運営委員は、本会の業務に参画し、業務の運営にあたる。
- (5) 事務局長は、本会の庶務及び会計に係る事務を統括する。
- (6) 監事は、本会の会計、資産及び業務執行の状況を監査する。

(役員任期)

- 第9条 1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

- 第10条 1. 本会に、顧問を置くことができる。
2. 顧問は会長が委嘱する。

(職員)

- 第11条 1. 本会に職員を置くことができる。
2. 職員は、事務局長を補佐し、本会の庶務及び会計に係る事務を処理する。
3. 職員は、会長が任免する。

(会議)

- 第12条 本会に、次の会議を置く。
(1) 総会
(2) 企画運営委員会
(3) 部会

(総会)

- 第13条 1. 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、委員をもって構成する。
2. 定期総会は年度当初、臨時総会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
3. 総会は次の事項について審議し、議決する。
(1) 事業計画及び収支予算
(2) 事業報告及び収支決算
(3) 役員選任及び解任
(4) 会則の制定
(5) センターの利用要領の制定及び改廃
(6) その他、本会の運営に関する重要事項
4. 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。
5. 総会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した委員は出席者とみなす。
6. 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(企画運営委員会)

- 第14条 1. 企画運営委員会は、役員(監事を除く。)をもって構成する。
2. 企画運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
(3) 各部会の活動内容及び協力体制の確認等に関する事項
(4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
3. 企画運営委員会は、月1回定例会議を開催し、議長は、会長がこれにあたる。その他、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
4. 企画運営委員会の議事は、構成する役員過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部 会)

第 15 条 1. 本会に、目的を達成するために次の部会を置く。

- (1) 総務・広報部会
- (2) 文化・交流部会
- (3) 健康・スポーツ部会
- (4) 生活・環境部会
- (5) 福祉・子育て部会
- (6) 安全・安心部会

2. 各部会は、部会の運営に資する個人及び各種組織、各種団体から選任された代表者で構成する。

3. 各部会に、部会長及び副部会長を置き、副部会長は部会長が指名する。

4. 部会長は、部会を代表し、その活動を総括する。

5. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6. 部会は、他の部会、関係機関及び関係団体と連携し、部会の所管する事業を推進する。

(資 産)

第 16 条 本会の資産は、市の助成金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって構成する。

(事業年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 18 条 1. 本会の事業計画及び予算は、各部会及び事務局において検討し、企画運営委員会の承認を得て会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 19 条 本会の事業報告及び収支決算書は、事業終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会則の改正)

第 20 条 本会の会則を改正するときは、総会において出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成による議決を経なければならない。

(細 則)

第 21 条 その会則の施行について、必要な細則は、企画運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1. この会則は、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

2. 倉知ふれあいのまちづくり推進委員会会則(平成 5 年 6 月 29 日施行)を廃止する。

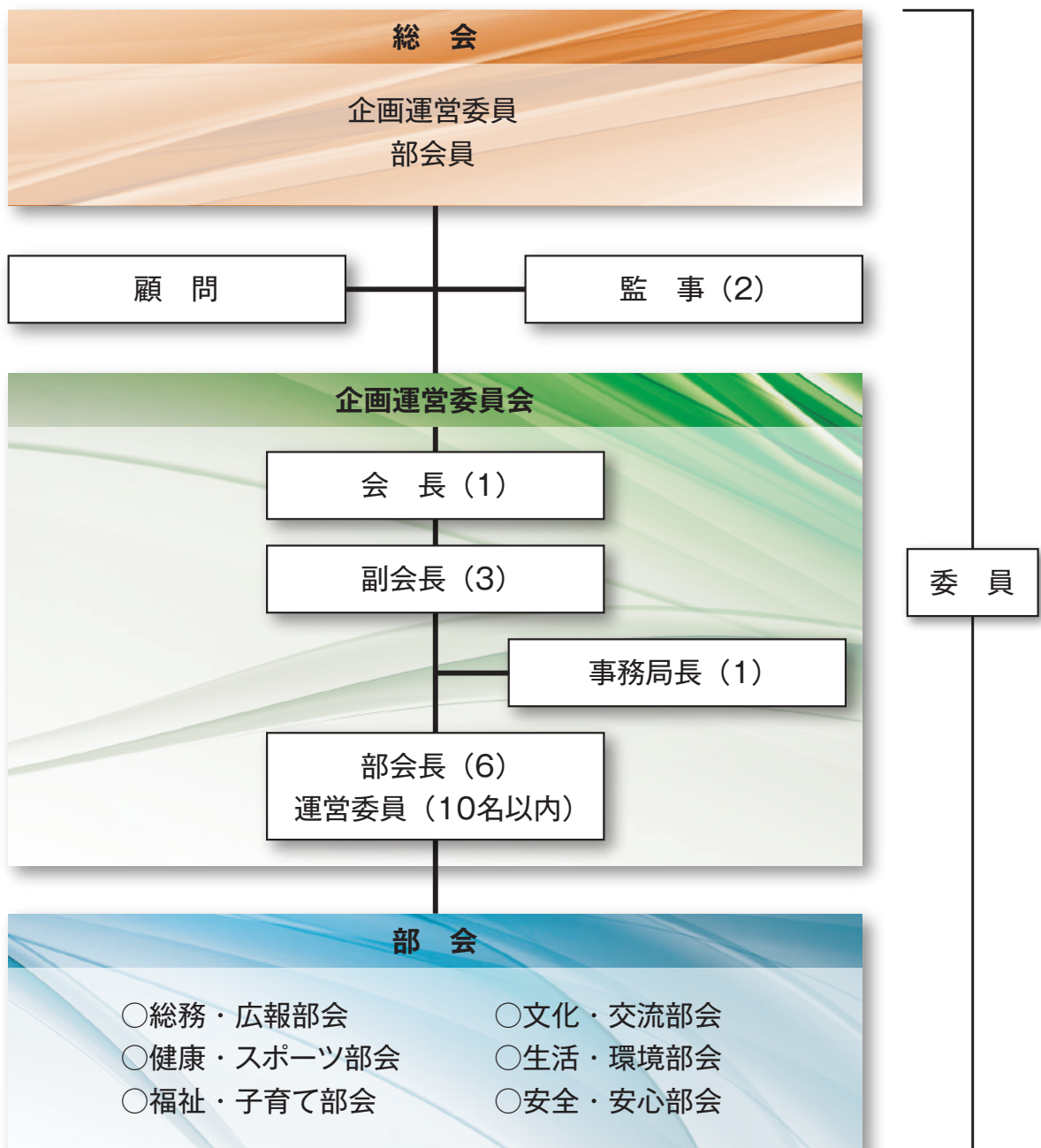
くらしふれあいまちづくり協議会組織図

- 総会**

くらしふれあいまちづくり協議会の最高決定機関です。
1年間の活動や予算等について審議し決定します。企画運営委員及び部会員で構成します。
- 企画運営委員会**

総会で審議することや協議会の運営に関することを決定します。
会長、副会長、部会長、運営委員、事務局長で構成します。
- 部会**

地域振興計画を推進するための事業を実施します。
住民、各種組織及び団体で構成します。



くらし地域振興計画

人と人が思いあい、支え合う「くらし」

発行日：平成28年12月

発行：くらしふれあいまちづくり協議会
〒501-3936 岐阜県関市倉知927-1
TEL 0575-23-9830
